

「電気自動車用急速充電設備の安全対策に係る調査検討会」開催要綱（案）

（目的）

第1条 温室効果ガス排出抑制の観点から導入が進められている電気自動車のインフラ整備の一つとして、給油取扱所や商業施設等に電気自動車用急速充電設備（以下「急速充電設備」という。）が設置される場合の火災予防上必要な安全対策の確保方策について検討を行うため、「電気自動車用急速充電設備の安全対策に係る調査検討会」（以下「検討会」という。）を開催する。

（検討事項）

第2条 検討会は、概ね次の事項について調査検討を行う。

- （1） 給油取扱所に急速充電設備が設置される場合の安全対策に関する事項
- （2） 商業施設等に急速充電設備が設置される場合の安全対策に関する事項

（検討会）

第3条 検討会の委員は、学識経験者、消防機関の職員、関係団体を代表する者等のうちから、前条各号に掲げる検討事項の内容に応じて、消防庁予防課長又は消防庁危険物保安室長が委嘱する。

2 検討会に座長を置き、座長は検討会の委員の互選によってこれを選出する。

3 座長は、検討会を主宰する。また、座長に事故がある時は、座長の指名する者がその職務を代理する。

4 座長及び委員は、必要に応じ、検討会に「オブザーバー」として関係者の出席を依頼し、意見等を求めることができる。

（事項別検討会）

第4条 検討会に、第2条各号に掲げる事項ごとに、当該事項を検討するための事項別検討会を置く。

2 第2条第1号に掲げる事項を検討するための事項別検討会の委員は、検討会の委員のうちから、消防庁危険物保安室長が選任する。

3 第2条第2号に掲げる事項を検討するための事項別検討会の委員は、検討会の委員のうちから、消防庁予防課長が選任する。

4 各事項別検討会に座長を置き、座長は事項別検討会の委員の互選によってこれを選出する。

5 事項別検討会の座長は、当該事項別検討会を主宰する。また、事項別検討会の座長に事故がある場合は、当該事項別検討会の座長が指名する者がその職務を代理する。

6 事項別検討会の座長及び委員は、必要に応じ当該事項別検討会に「オブザーバー」として関係者の出席を依頼し、意見等を求めることができる。

7 事項別検討会には、必要に応じ、WGを置くことができる。

（任期）

第5条 座長及び委員の任期は、委嘱日から平成24年3月31日までとする。

（庶務）

第6条 検討会の庶務は、消防庁予防課及び消防庁危険物保安室が処理する。

2 第2条第1号に掲げる事項を検討するための事項別検討会の庶務は、消防庁危険物保安室において処理する。

3 第2条第2号に掲げる事項を検討するための事項別検討会の庶務は、消防庁予防課において処理する。

（補則）

第7条 この要綱に定めるほか、検討会の運営に関し必要な事項は座長が、事項別検討会の運営に関し必要な事項は当該事項別検討会の座長が、これを定める。

2 検討会には、検討会委員の代理者の出席を認める。

附則 この要綱は、平成22年 月 日から実施する。